

公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証に係る対応について

- 「公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証」とは、国が高度急性期・急性期機能を有する公立・公的医療機関等进行分析し、国が定めた領域^(※1)で「診療実績が特に少ない」または「類似かつ近接している^(※2)」に該当する医療機関に対して、令和2年1月に具体的対応方針の再検証等の要請を行ったものです。

※1 がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期等

※2 構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上かつ相互の所在地が近接（自動車での移動時間が20分以内）

- 国の通知においては、対象医療機関が国の分析結果を踏まえて以下の①～③を検討の上、結果を反映した具体的対応方針について地域医療構想調整会議で協議し、合意を得ることとされています。

① 2025年を見据えた自医療機関の役割

② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性

③ 機能別の病床数の変動

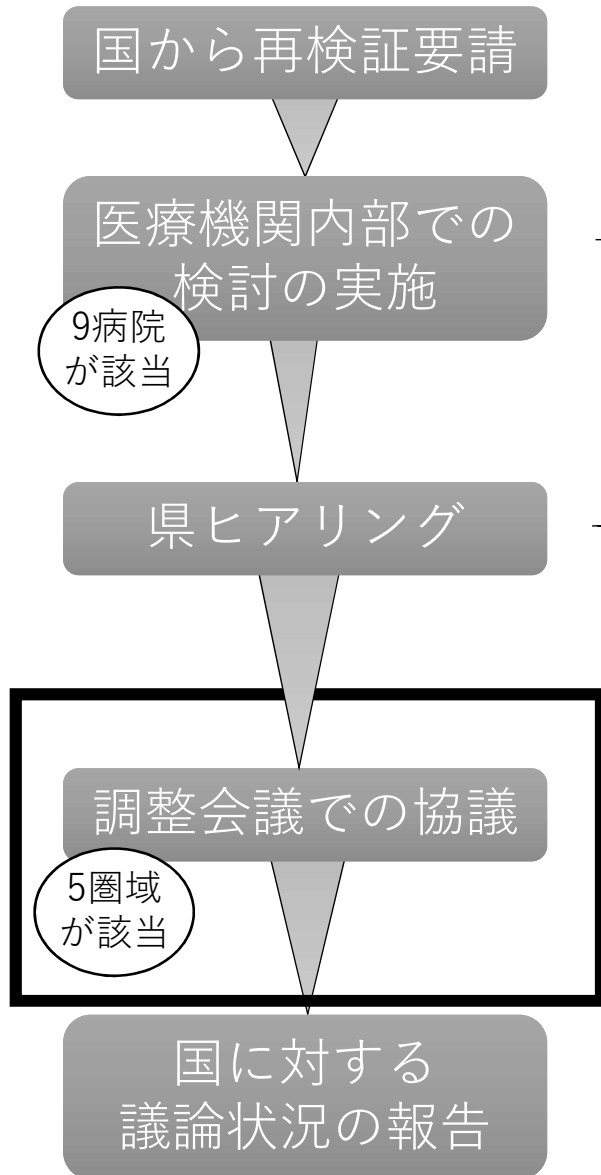
- 千葉圏域では以下の3病院が再検証の対象となっています。
 - ・ 独立行政法人国立病院機構 千葉東病院（診療実績が特に少ない、類似かつ近接）
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院（診療実績が特に少ない、類似かつ近接）
 - ・ 千葉市立青葉病院（診療実績が特に少ない、類似かつ近接）

- このたび、各医療機関の再検討を反映した具体的対応方針が、地域の医療提供体制において妥当か、また、真に地域医療構想の実現に沿ったものであるか、御意見を伺います。

【問合わせ先】健康福祉政策課 地域医療構想推進室

電話番号:043-223-2457 メール:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

再検証の流れ



検討事項

- ① 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
- ② 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性
- ③ ①②を踏まえた機能別の病床数の変動

実施期間：令和3年4月8日～21日

【参考】対象医療機関(10病院+未報告2病院(※2)-急性期廃止3病院(※1)=9病院)

千葉	独立行政法人国立病院機構千葉東病院 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院 千葉市立青葉病院 千葉県千葉リハビリテーションセンター (※1)
香取海匠	銚子市立病院 国保多古中央病院 国保匝瑳市民病院 (※2)
山武長生夷隅	東陽病院
安房	国保鋸南病院 (※2) 南房総市立富山国保病院 (※1) 鴨川市立国保病院 (※1)
君津	国保直営君津中央病院 大佐和分院

※1 H29病床機能報告後に急性期機能を廃止したため、調整会議での議論は不要

※2 H29病床機能報告が未提出の医療機関